

危険物保安技術協会技術援助等実施規程

昭和 52 年 7 月 11 日危保規程第 24 号
最終改正 令和 7 年 3 月 19 日危保規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 16 条の 34 の規程に基づき危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関し依頼を受けて実施する調査及び技術援助（以下「技術援助等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(技術援助等の実施)

第 2 条 協会は、関係行政機関又は事業者等の依頼に応じ、次条から第 6 条までの規定に定めるところにより、技術援助等を実施する。

(技術援助等に関する契約)

第 3 条 協会は、技術援助等を実施しようとするときは、当該技術援助等を受けようとする者（以下「委託者」という。）と技術援助等に関する契約を締結する。

2 前項の契約においては、次の事項を定める。

- (1) 技術援助等の対象
- (2) 技術援助等の実施期限
- (3) 技術援助等に係る受託料の額及び納付方法
- (4) 技術援助等に係る報告書の提出その他必要な事項

3 協会は、特別の事情により技術援助等の実施が困難となったと認められるときは、委託者との協議に基づき、第 1 項の契約の解除を求めるものとする。

(受託料)

第 4 条 技術援助等に要する受託料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の受託料の額は、この額に 2 に定める旅費の額を加算した額とする。

(1) 屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験に係る技術援助

ア 確認試験の数が 8 以下の場合

350,000 円

イ 確認試験の数が 8 を超える場合

350,000 円に、当該超える数が 1 につき 30,000 円を加算した額

- (2) 特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に関する技術援助
- ア 容量が千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合
130,000円
 - イ 容量が1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンクの場合
150,000円
- (3) 特定屋外貯蔵タンクの安全対策等の見直しに伴う技術援助
- 技術援助の種類に応じ、別表第1から別表第6までに定める額。(旧法タンクの基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助において、協会が指定するプログラムにより作成された設計図書等が提出される場合にあっては、理事長が別に定める額とし、又、以前に協会において安全性調査の評価を受けたタンクであって、タンク本体の構造等について大きな変更がなく、貯蔵する危険物の比重が変わる事により安全性について再評価する場合は、別表第2及び第3に定める額の2分の1の額とする。)
- (4) 特定屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る技術援助
- タンク1基につき 1,740,000円
- (5) 特定屋外タンクの浮き屋根の点検に係る技術援助
- ア 容量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合
290,000円
 - イ 容量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合
470,000円
 - ウ 容量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合
700,000円
 - エ 容量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクの場合
930,000円
 - オ 容量が10万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンクの場合
1,160,000円
- (6) 準特定屋外貯蔵タンクの安全性調査の評価等に係る技術援助
- 技術援助の種類に応じ下記ア及びイに定める額。(以前に協会において安全性調査の評価を受けたタンクであって、タンク本体の構造等について大きな変更がなく、貯蔵する危険物の比重が変わる事により安全性について再評価する場合は、下記ア(ア)及び(イ)に定める額の2分の1の額とする。)
- ア 安全性調査の評価に係る技術援助
 - (ア) 基礎・地盤及びタンク本体の場合
タンク1基につき 290,000円
 - (イ) 基礎・地盤のみの場合
タンク1基につき 160,000円

- (ウ) タンク本体のみの場合
タンク 1 基につき 180,000 円
- イ 基礎・地盤の完成検査に係る技術援助
 - (ア) 書類審査のみによる場合
タンク 1 基につき 132,000 円
 - (イ) 現地審査による場合
タンク 1 基につき 305,000 円
- (7) その他の技術援助
 - (1) から (6) 以外の技術援助であって、各契約ごとに理事長が別に定める額とする。

2 旅費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 日当
1 日につき 2,200 円
- (2) 宿泊料
 - 甲地方 1 日につき 10,900 円
 - 乙地方 1 日につき 9,800 円

- (3) 交通費
実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

3 既に納付された受託料は、協会が当該受託料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第 5 条 協会は、技術援助等が終了したときは、委託者に対し、報告書を提出する。

2 協会は、必要があると認められるときは、前項の報告書に危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関し参考となるべき意見を付すものとする。

3 協会は、委託者の同意を得て、第 1 項の報告書の写しを関係行政機関に送付することがある。

(実施細則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、技術援助等の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和 52 年 7 月 15 日から実施する。

附 則 (昭和 53 年 1 月 9 日危保規程第 1 号)

この規程は、昭和 53 年 1 月 1 日から実施する。

附 則 (昭和 55 年 11 月 10 日危保規程第 5 号)

この規程は、昭和 52 年 7 月 15 日から実施する。

附 則 (平成 6 年 12 月 10 日危保規程第 4 号)

この規程は、平成6年12月10日から実施する。

附 則 （平成9年7月31日危保規程第18号）

この規程は、平成9年7月31日から実施する。

附 則 （平成11年10月19日危保規程第10号）

この業務規程は、平成11年10月19日から実施する。

附 則 （平成12年3月21日危保規程第3号）

この業務規程は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 （平成16年6月17日危保規程第2号）

この業務規程は、平成16年7月1日から実施する。

附 則 （平成17年3月22日危保規程第10号）

この業務規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 （平成23年8月22日危保規程第16号）

この業務規程は、平成23年9月1日から実施する。

附 則 （平成24年3月8日危保規程第21号）

この業務規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 （平成31年4月22日危保規程第6号）

この業務規程は、令和元年5月1日から実施する。

附 則 （令和元年6月28日危保規程第16号）

この業務規程は、令和元年7月1日から実施する。

附 則 （令和7年3月19日危保規程第4号）

この業務規程は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1 基礎・地盤のボーリング箇所等の選定に係る技術援助 (旧法タンク)

タンク基数	額
10基以下の場合	タンク基数×117千円
11基以上20基以下の場合	1,170千円+(タンク基数-10)×90千円
21基以上40基以下の場合	2,080千円+(タンク基数-20)×60千円
41基以上の場合	3,380千円+(タンク基数-40)×40千円

備考 直径7.9m以上のタンクについては、基数の計算上、当該タンクの基数1につき2として算定するものとする。

別表第2 基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助 (旧法タンク)

タンク容量	1,000KL以上 10,000KL未満	10,000KL以上
	(1)の技術援助(ボーリング箇所等の選定)と一括受託した場合	1基当たり 300千円
(1)の技術援助(ボーリング箇所等の選定)を既に受託している場合	1基当たり 340千円	1基当たり 380千円
(1)の技術援助(ボーリング箇所等の選定)を受託していない場合	1基当たり 410千円	1基当たり 460千円

注:(1)=別表第1

別表第3 タンク本体のみに関する安全性調査の評価に係る技術援助（旧法タンク）

タンク容量	1,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定） と一括受託した場合	1 基当たり 110 千円	1 基当たり 130 千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定） を既に受託している場合	1 基当たり 150 千円	1 基当たり 170 千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定） を受託していない場合	1 基当たり 180 千円	1 基当たり 210 千円

注：(1) =別表第1

別表第4 基礎・地盤のみに関する安全性調査の評価に係る技術援助（旧法タンク）

タンク容量	1,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定） と一括受託した場合	1 基当たり 180 千円	1 基当たり 190 千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定） を既に受託している場合	1 基当たり 220 千円	1 基当たり 230 千円
(1) の技術援助（ボーリング箇所等の選定） を受託していない場合	1 基当たり 270 千円	1 基当たり 310 千円

注：(1) =別表第1

別表第5 タンク開放周期の個別延長に係る技術援助

			タンク容量		
			1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満
規則第62条の2の2第1項による措置	特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況について評価	新規コーティングの場合	1基当たり 330千円	1基当たり 410千円	1基当たり 700千円
		既存コーティングの場合	1基当たり 400千円	1基当たり 490千円	1基当たり 820千円
	危険物の貯蔵管理等の状況について評価		1基当たり 410千円	1基当たり 460千円	1基当たり 660千円
	特定屋外タンクの腐食量に係る管理等の状況について評価				1基当たり 890千円
規則第62条の2の2第2項による措置	新規コーティングの場合				1基当たり 1,150千円
	既存コーティングの場合				1基当たり 1,230千円
	無コーティングの場合				1基当たり 1,090千円

50,000KL 以上 100,000KL 未満	100,000KL 以上
1 基当たり 980 千円	1 基当たり 1,190 千円
1 基当たり 1,150 千円	1 基当たり 1,380 千円
1 基当たり 750 千円	1 基当たり 890 千円
1 基当たり 1,130 千円	1 基当たり 1,380 千円
1 基当たり 1,410 千円	1 基当たり 1,670 千円
1 基当たり 1,500 千円	1 基当たり 1,810 千円
1 基当たり 1,300 千円	1 基当たり 1,480 千円

備考

コーティングによる場合であって、現地調査において不適合と評価された事案についてコーティングの基本的な仕様を変更せず、当該不適合の箇所のみを改修する場合の技術援助については、この表の額にかかわらず、次の表の額によるものとする。

タンク容量	1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満	50,000KL 以上 100,000KL 未満
不適合箇所のみ の検査の場合	1 基当たり 78 千円	1 基当たり 84 千円	1 基当たり 91 千円	1 基当たり 117 千円
全面再検査の場 合	1 基当たり 220 千円	1 基当たり 230 千円	1 基当たり 420 千円	1 基当たり 600 千円

100,000KL 以上
1 基当たり 143 千円
1 基当たり 700 千円

別表第6 損傷を生じない浮き屋根及び浮き蓋に関する安全性調査の評価に係る技術援助

タンク容量	タンク容量		
	1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価、耐震機能強化及び溢流防止等に関する技術援助	1基当たり 390千円	1基当たり 470千円	1基当たり 510千円
浮き屋根及び浮き蓋の溢流防止に関する技術援助	1基当たり 90千円	1基当たり 100千円	1基当たり 110千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等と基礎・地盤及びタンク本体の安全性評価との組み合わせによる技術援助	1基当たり 690千円	1基当たり 770千円	1基当たり 850千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等とタンク本体の安全性評価との組み合わせによる技術援助	1基当たり 510千円	1基当たり 580千円	1基当たり 630千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等と基礎・地盤の安全性評価との組み合わせによる技術援助	1基当たり 580千円	1基当たり 650千円	1基当たり 710千円

50,000kL 以上 100,000kL 未満	100,000KL 以上
1基当たり 580千円	1基当たり 670千円
1基当たり 130千円	1基当たり 140千円
1基当たり 940千円	1基当たり 1,030千円
1基当たり 700千円	1基当たり 790千円
1基当たり 800千円	1基当たり 890千円